

令和 年分 特定株式等の異動状況に関する調書

特例適用者 又は承継 特例適用者	住所又は居所	特例適用者(取締役等)			
		特例適用者(特定従事者)			
		承継特例適用者			
氏名	個人番号				
年月日	事由	受入		交付等	
		株式数	権利行使価額	株式数	譲渡の対価の額
		株	円	株	円
年末残高	株	口座の開設日(期間)又は 信託の開始日(期間)		自	年 月 日 至 年 月 日
発行会社	所在地				
	名称	(電話)		法人番号	
(摘要)					
金融商品 取引業者等	所在地				
	名称	(電話)		法人番号	
整理欄		①		②	

令和 年分 特定株式等の異動状況に関する調書

特例適用者 又は承継 特例適用者	住所又は居所	特例適用者(取締役等)			
		特例適用者(特定従事者)			
		承継特例適用者			
氏名	個人番号				
年月日	事由	受入		交付等	
		株式数	権利行使価額	株式数	譲渡の対価の額
		株	円	株	円
年末残高	株	口座の開設日(期間)又は 信託の開始日(期間)		自	年 月 日 至 年 月 日
発行会社	所在地				
	名称	(電話)		法人番号	
(摘要)					
金融商品 取引業者等	所在地				
	名称	(電話)		法人番号	
整理欄		①		②	

【特定株式等の異動状況に関する調書】

※様式はB4用紙1枚に調書2枚分が印刷されますので、裁断の上ご利用ください。

備 考

- 1 この調書は、法第29条の2第7項に規定する特定株式等の異動状況に関する調書について使用すること。
- 2 この調書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「住所又は居所」及び「個人番号」の欄には、その年12月31日の現況による住所又は居所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（2において「個人番号」という。）を記載すること。
 - (2) 「特例適用者（取締役等）」、「特例適用者（特定従事者）」又は「承継特例適用者」の欄には、該当する欄に○印を付すこと。
 - (3) 「事由」の欄には、株式分割、併合、無償割当て、合併、分割型分割、株式分配、株式交換、株式移転、取得事由の発生、取得決議、譲渡、解約、承継、終了のように記載すること。この場合において、法第29条の2第1項第6号に規定する取決めに従ってされる同条第4項に規定する特例適用者（2において「特例適用者」という。）の同条第1項第7号に規定する国外転出（2において「国外転出」という。）に係る終了が生じたときは、国外転出に伴う終了のように記載すること。
 - (4) 「権利行使価額」の欄には、新株予約権の行使により交付をされた株式を受け入れた場合における当該行使に係る権利行使価額を記載すること。
 - (5) 「譲渡の対価の額」の欄には、法第29条の2第1項第6号に規定する取決めに従って譲渡がされた場合における当該譲渡の対価の額を記載すること。
 - (6) 次に掲げる場合には、「摘要」の欄に、それぞれ次に定める事項を記載すること。
 - イ 特例適用者又は法第29条の2第4項に規定する承継特例適用者（2において「承継特例適用者」という。）の住所、氏名又は個人番号が付与契約締結時の住所、氏名又は個人番号と異なる場合（口座の開設日又は信託の開始日の属する年分に限る。） 当該付与契約締結時の住所、氏名及び個人番号
 - ロ 特例適用者又は承継特例適用者の納税管理者が明らかでない場合 その氏名及び住所又は居所
 - ハ 特例適用者又は承継特例適用者の死亡の事実を知った場合 その旨及び当該特例適用者又は承継特例適用者の死亡年月日
 - ニ 承継特例適用者について記載する場合（口座の開設日又は信託の開始日の属する年分に限る。） 被相続人の氏名及び死亡時における住所並びに死亡年月日
 - ホ 特例適用者（法第29条の2第4項に規定する取締役等の特定株式以外の同項に規定する特定株式を有する者に限る。）が国外転出をした場合 その旨及び当該国外転出をした日
 - ヘ 発行会社の所在地又は名称に変更があった場合 変更前の所在地又は名称
 - (7) 法第29条の2第4項に規定する特定株式（以下この表において「特定株式」という。）又は同項に規定する承継特定株式（以下この表において「承継特定株式」という。）のうちに施行令第19条の3第9項に規定する分割承継法人株式、分割承継親法人株式又は完全子法人株式（以下この表において「分割承継法人株式等」という。）が含まれている場合には、当該分割承継法人株式等と当該分割承継法人株式等以外の特定株式又は承継特定株式との別に区分してそれぞれの欄に記載するとともに、「発行会社」の欄に当該分割承継法人株式等に係る所得税法施行令第113条第1項に規定する分割承継法人若しくは分割承継親法人又は同令113条の2第1項に規定する完全子法人の所在地、名称及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号（以下この表において「法人番号」という。）を記載し、「摘要」の欄に同令113条第2項に規定する分割法人又は同令113条の2第3項に規定する現物分配法人の所在地、名称及び法人番号を記載すること。
- 3 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。